

インフラ老朽化対策の推進に関する当面の対応について

平成 25 年 11 月 29 日
インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議

インフラの老朽化対策については、「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定。以下「基本計画」という。）に基づき、当面、次のとおり、取り組むこととする。

- ① 各府省庁は、基本計画に基づき、「インフラ長寿命化計画」（以下「行動計画」という。）及びこれに基づく「個別施設毎の長寿命化計画」（以下「個別施設計画」という。）を速やかに策定し、公表するとともに、これらの計画に基づく取組を着実に推進する。
- ② 各府省庁は、地方公共団体、所管法人等に対し、基本計画が決定されたことを通知するとともに、行動計画及びこれに基づく個別施設計画の速やかな策定及び公表並びにこれらの計画に基づく取組の推進を要請する。
その際、行動計画や個別施設計画の策定・推進上の留意点、活用可能な支援策等についても併せて通知することにより、地方公共団体、所管法人等への支援に努める。
- ③ 各府省庁は、地方公共団体、所管法人等が行う行動計画の策定の状況等を把握し、各府省庁が自ら策定する行動計画の状況と併せて、この連絡会議を通じた情報交換を行う。

以上